

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **伊豆市** (都道府県: **静岡県**)
 本事業の担当部局名 **総合政策部企画財政課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	伊豆市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和4 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000 円							
市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口減少対策及び少子化対策について総合的な取組を行っている。平成22年に創設した「若者移住定住促進補助金」については、令和3年度までに合計409件、1,499人の利用があり、25歳から44歳の子育て世帯の転出超過が改善され、特に35歳から39歳までは転入超過に転じる等、これまで取り組んできた子育て施策や移住定住施策が一定の効果を出している。 しかし、出生数は減少の一途をたどっており、伊豆市合併以降は平成17年の227人をピークに令和3年には107人と減少している。転入出アンケート調査では、転出理由に「就職・転職」に次いで「結婚」を機に近隣市町に転出している割合が多く、婚姻率や合計特殊出生率の低下に影響していると考えられる。 そのため、総合計画においても『少子化対策と次世代を担う人材の育成』を重点目標として掲げ、結婚を希望する方への出会い・結婚支援や若者やファミリー層の移住・定住促進施策、「Izu You(移住)コネクター」による移住者が安心できるフォローアップ等の施策を推進することで、伊豆市で暮らしたいと思える環境の実現を目指し取り組んでいる。							
	(本個別事業における現状と課題)							
	(課題への対応)							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
居住する世帯員が市税等を滞納していないこと。								
2. 申請見込								
①新規世帯見込	上記のうち	7 ともに29歳以下	3	世帯 世帯	左記以外	4	世帯	
【積算根拠】								
・29歳以下3件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)×2/3(補助率)=1,200千円 (3件については、令和2年度及び3年度の「伊豆市若者定住補助金」の家賃補助支給実績を引用。 ・39歳以下4件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×2/3(補助率)=800千円 (4件については、令和2年度及び3年度の「伊豆市若者定住補助金」の家賃補助支給実績を引用。								
【令和4年度申請状況】								
(令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月)								
申請 実績 世帯数 0 世帯								
②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯				
	対象経費支出予定額		0	円				
3. 広報の実施予定								
市の広報誌への掲載、市のHP及び公式SNSでの情報提供、県東部地域局との広域連携事業・「ふるさと回帰センター」・「伊豆市移住情報センター」等での情報提供。								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		結婚や子育て等に伴い、市の支援制度を活用し転入した人数	人	76 (R5)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.33 (H25～H29) 厚生労働省：R2公表値	
	婚姻件数	件	73 (R2) 静岡県人口動態統計：R4公表値	
	婚姻率	%	2.6 (R2) 静岡県人口動態統計：R4公表値	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	-
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県及び東部伊豆地域の市町の広域連携による移住定住促進事業(移住相談会・現地ツアーの実施等)を実施することにより、伊豆地域における魅力や移住定住施策及び結婚、妊娠、出産、子育てにおける支援施策の紹介、相談対応等を行うことで、東部伊豆地域での結婚新生活支援をはじめとした結婚から子育てまで切れ目ない支援のきっかけづくりを行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内の民間事業者(宅建業者)で組織する伊豆市宅建業者協議会を平成22年に設立し、空き家等の情報を集約することで、結婚を機に移住定住を検討する方へ住宅情報を提供する仕組みを確立している。協議会と連携し、支援制度の周知を行い、利用促進を図る。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの市町における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。